

議案第9号

大阪市教育センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

大阪市教育センター条例の一部を改正する条例（令和5年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

大阪市教育センター条例（昭和59年大阪市条例第43号）第1条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 本市に <u>総合教育センター</u> （以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>大阪市総合教育センター</u> 位置 <u>大阪市天王寺区南河堀町</u>	(設置) 第1条 本市に <u>教育センター</u> （以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>大阪市教育センター</u> 位置 <u>大阪市港区弁天1丁目</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

総合教育センターの位置に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市教育センター条例の一部を改正する条例（令和5年大阪市条例第26号）（抄）

大阪市教育センター条例（昭和59年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
省 略	省 略
(設置)	(設置)
第1条 本市に <u>総合教育センター</u> （以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条 本市に <u>教育センター</u> （以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 <u>大阪市総合教育センター</u>	名称 <u>大阪市教育センター</u>
位置 <u>大阪市天王寺区南河堀町4丁目</u>	位置 <u>大阪市港区弁天1丁目</u>
省 略	省 略
備考 表中の[]の記載は注記である。	